配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令について

令和７年12月19日
内閣府男女共同参画男女間暴力対策課

１．題名

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令

２．意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しておりません。

３．意見公募を行わなかった理由

今般制定された、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第　号）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第84号）の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を内容とするものであり、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

４．公布日・施行日

公布日：令和７年12月19日

施行日：令和７年12月30日

【参照条文】

〇行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定期間は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七　（略）

八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。